

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 6 年度第 3 回 奄美警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 2 月 20 日（木） 午後 3 時～午後 5 時
会 議 場 所	奄美警察署 会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 9 人 2 警察署 署長以下 10 人
（会議の概要） 1 開会 （1）会長挨拶 （2）署長挨拶、警察署幹部紹介 （3）各協議会委員紹介 2 署長説明 令和 6 年中の治安情勢・奄美警察署の取組について 3 令和 6 年度第 2 回警察署協議会における意見・要望に関する経過説明について ○ 上方地区における一時停止線の設置について 【交通課長】 必要な調査を実施後、警察本部の担当部署へ上申したが、現場の状況や交通事故の発生状況等を総合的に判断し設置不可能となったが、道路管理者へは情報提供している。 ○ 喜界町大字赤連における側溝の蓋の整備に対する要望について 【喜界幹部派出所長】 喜界町役場に確認したところ、要望箇所以外にも蓋の設置等が必要な箇所が複数あり、順次作業を進めていくとのことであった。要望箇所については、「来年度以降になる。」と回答を得ている。 ○ 喜界町大字坂嶺集落における道路ミラーの設置要望について 【喜界幹部派出所長】 喜界町役場に確認したところ、設置のための予算がついたとのことであるが、ほかにも対応箇所が約 50 か所あり、要望箇所については、「来年度以降になる。」と回答を得ている。 4 協議（警察署行政に対する意見・要望について） ○ 上方地区の通学路の安全確保及び通学路の街灯設置について 【委員】 （1）上方地区の西原商会周辺の通学路の安全確保について、どのようにするのが望ましいかを伺いたい。 （2）通学路の街灯の設置について、「自治体の協力がないと難しい。」と感じるが、警察へも要望したい。	

【交通課長】

(1) 西原商会先の街路樹の伐採については、道路管理者が伐採できる範囲についてすでに伐採済みである。

また、上方地区の一時停止要望については、申し上げたとおり、設置不可能となったが、当署としては、例年、幼稚園、小・中・高校での交通安全教室を通じた安全歩行や自転車、バイクの利用方法等の教養を行っており、継続して行う予定である。一般の方々に対しても、各機関や事業所に出向いて交通安全講話、講習、街頭での交通指導取締り等を通じた交通安全を啓発していく。

(2) 通学路については、市の教育委員会が窓口であるので、教育委員会にも相談していただきたい。教育委員会、道路管理者及び市と警察が連携して毎年行う通学路の安全対策会議等で現場確認等もできると思われるため、御要望があれば、警察が対応できないものも関係機関等につなぎ連携していく。

○ ロードミラー設置、道路標示の改善、交通マナー指導について

【委員】

(1) 喜界徳州会病院敷地から出る際の見通しが悪いので、町道にロードミラーを設置してもらいたい。

(2) 上嘉鉄から役場方向に向かう町道の十字路交差点の一時停止線が消えているので改善してもらいたい。

(3) 上嘉鉄にある「あゆみ幼稚園」前の横断歩道の標識が消えかかっているので改善してもらいたい。

(4) 各小学校で交通安全教室を実施しているが、右側通行をしない児童、生徒が散見されることから、より交通マナーの指導を徹底してもらいたい。

【喜界幹部派出所長】

(1) 現場確認後、喜界町役場に伝えたところ、喜界徳州会病院側が道路管理者に対して設置伺いを行う予定であるとのこと。また、喜界町役場からも同病院に町民からの要望があった旨伝えるとのことである。

(2) 現場確認したところ、一部擦れている状況を確認したため、補修上申している。補修時期については未定で、予算等の兼ね合いもあるのでお待ちいただきたい。

(3) 現場確認したところ、横断歩道及び横断歩道の標識が消えかけており、修繕や標識の付け替えをそれぞれ完了している。

(4) 毎年、交通安全教室を行っているが、今後も同教室や朝の交通立哨等を通じて、正しい交通ルールや交通マナーが徹底されるように、より一層効果的な教養を行う。また、一般の方々に対しても、あらゆる機会を通じて適切な指導教養を行い、喜界町内の交通ルールや交通マナーのより一層の醸成に努めていく。

○ 交通渋滞箇所での交通整理及び信号機設置について

【委員（警務課長の代読）】

(1) 大島高校正門前にある安勝橋について、川沿いの道路は、大島高校方面の道が優先されるため、よく渋滞が発生しており、カーブミラーも曲がっているので交通整理が必要ではないか。

(2) 東京堂の十字路に信号機が必要ではないか。

【交通課長】

(1) 同所は、昨年夏に関係機関出席の下、交通事故多発地点合同現場診断が実施され対策が検討されている。対策として、設置されている点滅信号機を撤去して、一時停止の標識のある交通規制への変更、ロードミラーの整備、分かりやすい道路標示の整備等がなされる予定となっている。実施時期は未定であり、お待ちいただきたい。

(2) 当該交差点は、県が行っている道路整備事業である「おがみやまバイパス工事」の関係する交差点であり、工事の進捗に合わせて交通規制、信号機の設置等も含めた必要性を道路管理者等と協議を重ねている路線であるため、協議の参考とさせていただく。

【委員】

東京堂の十字路交差点について、路上駐車や人の飛び出しなどが多く怖い場所であると聞いている。現在、道路整備事業中とのことだが、工事が完了するまでの間、交通取締りなど警察でできる対策等はないか。

【交通課長】

対象交差点における交通取締りをはじめ、早急に交通整理が必要な場合等は対応を検討させていただく。交通課としても、通常業務等を通じて交通状況の把握に努めたい。

○ 不審者通報に対する対応について

【委員（警務課長の代読）】

学校周辺における不審者通報があった場合、どのような対応をしているのか。

【地域課長】

不審者の捉え方は、通報する人によって様々だが、

○ 時間・場所から、そこにいるのが不自然な人

○ 単純に不自然な行動をとっている人

○ 何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしている人

等が不審者といえ、登下校時間帯の学校周辺における不審者については、子供の安心安全の観点から心配されるところだが、不審者事案が発生した際は、地域警察官や捜査員の現場急行、関係児童・目撃者等からの事情聴取、行為者の検索・職務質問、犯罪行為に触れる部分があれば、検挙措置等を実施する。事案によっては、県警安心メール、防災無線等の広報媒体を利用した広報、学校、教育委員会等への情報共有やレッドラン警戒等で被害拡大防止に努めている。

地域の安全は、警察と住民が一体となって実現するものであり、地域安全モニターや110番の家、自主防犯ボランティア団体など様々な方々に御世話になっている。

○ 継続したパトロール活動について

【委員】

今年度第1回協議会で要望した屋仁川の事案について検挙していただき感謝している。また、年末に実施された屋仁川の防犯一斉パトロールについて、屋仁川にも警察官の目が行き届いていることを感じており、犯罪抑止につながっていると思う。今後も継続したパトロール活動をお願いします。

○ 道路上の「青色三角表示」について

【委員】

道路にあるブルーの三角形の表示は何か。

【交通課長】

「矢羽根型路面標示」、通称「やばね」と呼ばれるもので、自転車の安全な通行を促すため、車道の左側に自転車の正しい通行位置と方向を明示するものである。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても自転車が走ることを知らせる役割がある。

○ 速度取締りの指針について資料を示して説明

○ 委員退任者挨拶

5 閉会

備考

・報道1社（南海日々新聞）